

(別紙) 平成 13 年 7 月 5 日付課法 3—57 ほか 11 課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改正後										改正前									
(5) 異動届出書										(5) 異動届出書									
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>令和 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> <p>次の事項について異動したので届け出ます。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>異動届出書</p> <p>(<input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>※整理番号</p> <p>※通算グループ整理番号</p> </div> </div>										<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>令和 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> <p>次の事項について異動したので届け出ます。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>異動届出書</p> <p>(<input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>※整理番号</p> <p>※通算グループ整理番号</p> </div> </div>									
<p>提出区分</p> <p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p> <p>通算親法人が提出する場合 通算子法人となる法人が提出する場合 通算子法人が提出する場合 通算親法人となる法人が提出する場合</p>		(フリガナ)		〒		(フリガナ)		〒		(フリガナ)		〒		(フリガナ)		〒			
		本店又は主たる事務所の所在地		電話 () -		納税地		法人等の名称		法人番号		代表者氏名		代表者住所		代表者住所			
異動事項等										異動事項等									
異動前										異動前									
異動後										異動後									
異動年月日(登記年月日)										異動年月日(登記年月日)									
所轄税務署										所轄税務署									
納税地等を変更した場合										納税地等を変更した場合									
給与支払事務所等の移転の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更有) <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更無)										給与支払事務所等の移転の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更有) <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更無)									
※ 「有」及び「無 (名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。										※ 「有」及び「無 (名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。									
事業年度を変更した場合										事業年度を変更した場合									
変更後最初の事業年度：(自)令和 年 月 日～(至)令和 年 月 日										変更後最初の事業年度：(自)令和 年 月 日～(至)令和 年 月 日									
合併、分割の場合										合併、分割の場合									
合併 <input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併 <input type="checkbox"/> 分割 <input type="checkbox"/> 分割型分割 <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>										合併 <input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併 <input type="checkbox"/> 分割 <input type="checkbox"/> 分割型分割 <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>									
分社型分割 <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>										分社型分割 <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>									
(その他参考となるべき事項)										(その他参考となるべき事項)									
税理士署名										税理士署名									
※税務署処理欄										※税務署処理欄									
部門										部門									
決算期										決算期									
業種番号										業種番号									
番号										番号									
入力										入力									
名簿										名簿									
05.01 改正										04.03 改正									

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改正後

(5 異動届出書)

異動届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者である個人を含みます。以下同じです。）が事業年度等の変更、納税地（連結子法人にあっては、その本店又は主たる事務所の所在地。以下「納税地等」といいます。）の異動、資本金の額等の異動、商号又は名称の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人区分の変更、法人の解散（信託の終了を含みます。）・清算終了、支店・工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。
なお、表題の「(□法人税 □消費税)」には、届け出る税目の□にレ印を付してください。
※ 「消費税異動届出書（第11号様式）」に係る異動事項又は「適格請求書発行事業者登録簿の記載事項変更届出書」に係る変更事項について、この届出書の「消費税」の□にレ印を付して提出した場合は、重ねて「消費税異動届出書（第11号様式）」又は「適格請求書発行事業者登録簿の記載事項変更届出書」を提出する必要はありません。
- 2 この届出書は、異動のあった法人の納税地等の所轄税務署長（納税地等の異動があった場合には、異動前の納税地等の所轄税務署長）に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

(以下省略)

改正前

(5 異動届出書)

異動届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者である個人を含みます。以下同じです。）が事業年度等の変更、納税地（連結子法人にあっては、その本店又は主たる事務所の所在地。以下「納税地等」といいます。）の異動、資本金の額等の異動、商号又は名称の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人区分の変更、法人の解散（信託の終了を含みます。）・清算終了、支店・工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。
なお、表題の「(□法人税 □消費税)」には、届け出る税目の□にレ印を付してください。
※ 「消費税異動届出書（第11号様式）」に定める異動事項について、この届出書の「消費税」の□にレ印を付して提出した場合は、重ねて「消費税異動届出書（第11号様式）」を提出する必要はありません。
- 2 この届出書は、異動のあった法人の納税地等の所轄税務署長（納税地等の異動があった場合には、異動前の納税地等の所轄税務署長）に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

(同左)